

知的かけはし

弁護士法人 クレオ国際法律特許事務所

編集発行人 弁護士 西脇 怜史

〒103-0014 東京都中央区日本橋蛸殻町 1-39-5 水天宮北辰ビル9階

TEL 代 表 03-6821-9510

法 務 部 03-6821-9520

商 標 部 03-6821-9540

FAX 共 通 03-6821-9550



2025・8・10

新しいタイプの商標の 出願・登録状況(特許庁)

2015年4月から新しいタイプの商標(音、動き、位置、ホログラム、色彩)制度が導入されて10年が経過したが、特許庁によると、新しいタイプの商標は2024年12月までに2,291件の出願があり、このうち784件が設定登録を受けていることが分かった。

新しいタイプの商標の出願・登録状況は以下のとおり。

(2015～2024年に出現又は設定登録された件数の累計)

①音商標

＜出願件数：779件 登録件数：374件＞

②色彩のみからなる商標

＜出願件数：574件 登録件数：11件＞

③位置商標

＜出願件数：645件 登録件数：175件＞

④動き商標

＜出願件数：272件 登録件数：208件＞

⑤ホログラム商標

＜出願件数：21件 登録件数：16件＞

特許出願件数3.6%増 特許行政年次報告書2025年版

特許庁は、知的財産をめぐる国内外の動向と特許庁の取り組みなどをまとめた「特許行政年次報告書2025年版」を公表した。

報告書によると、2024年の国内の特許出願件数は前年比3.6%増の306,855件だった。

国内の特許出願の件数は、2015～2019年度には1年あたり30～31万件台だったが、コロナ禍の2020年度に28万件台に落ち込んだ。その後は徐々に件数が増加し、2023年度に30万件台に回復した。昨年度(2024年度)も微増し、30万件台を維持した。

国内の意匠登録出願件数は32,065件、商標登録出願件数は158,792件だった。

また、特許出願件数に対する特許登録件数

の割合(特許登録率)は増加傾向にあり、2019年に特許出願された案件の特許登録率は60.7%だった。

2024年の意匠審査における登録査定率は89.4%、2024年の商標審査における登録査定率は88.4%だった。

2024年度における特許審査の審査請求から一次審査通知までの期間(FA期間)は9.1か月、審査請求から権利化までの期間は13.0か月で、いずれも2023年度より短縮した。

AI関連特許、中国がリード コア技術の出願、米国の8.5倍

特許庁は、近年出願が急増しているAI関連の特許出願に関し、従前調査していた国内における出願状況に加え、日本を含む国際的な出願状況調査を実施した。

同調査では、2015年以降に出願されたAI関連特許を対象に、8つの技術領域(AIコア、画像・映像処理AI関連、自然言語処理AI関連、ニューラルネット、CNN、RNN/LSTM、深層強化学習、Transformer)に分類し、主要国の出願件数や技術トレンドを比較した。

AIコア技術における特許出願件数をみると、中国が米国の約8.5倍となる約44万件と圧倒的にリードし、米国に次いで韓国、日本が追う展開となっている。中国は、AIコア技術に加え、画像・映像処理や自然言語処理でも出願数はトップであり、技術領域を問わず総合的な強さを見せている。

一方、米国は2020年をピークに出願件数が減少傾向にあるが、企業による知財戦略の「クローズ化(秘匿化)」が進んでいる可能性も考えられる。

AIコア技術の権利者ランキングをみると、米国のIBMがトップだが、上位は中国勢が占めている。6-10年前は、日本企業(富士通、NEC)がTOP10に入り、IBMを筆頭に米国企業がリードしていたが、直近5年間をみると、テンセントを筆頭とした中国勢が上位をほぼ独占している。

解説

進歩性の判断 (動機付けの有無)
知的財産高等裁判所 令和6年 (行ケ)
第10042号 審決取消請求事件
令和7年6月24日判決言渡

第1 事案の概要

被告らは、発明の名称を「溶解炉」とし、平成27年(2015年)11月12日(パリ条約による優先権主張 外国庁受理2015年10月13日、タイ王国)を国際出願日とする特許出願に成立している特許第6498843号(本件特許)の特許権者である。

原告が、被告らを被請求人として、本件特許を無効とすることを求める無効審判(無効2022-800084号)を請求したところ、特許庁は、「特許第6498843号の請求項1、2及び6に係る発明についての特許を無効とする。特許第6498843号の請求項3～5に係る発明についての審判請求は、成り立たない。」との審決(本件審決)を下した。

原告が、本件審決のうち、本件特許の請求項3から5までに係る発明に関する部分について、本件審決の取消しを求める訴えを提起したものである。

ここでは、原告が主張した取消事由1(本件発明3に係る進歩性に関する判断の誤り)についての知財高裁の判断部分のみを紹介する。なお、請求項1を引用する請求項3記載の発明(本件発明3)は以下の通りである。

<本件発明3>

材料投入路とともに蓋を備える予熱部と、
前記予熱部の下方の溶解部と、
バーナーを上部に備える傾斜炉床と、
前記溶解部で前記バーナーによって溶解された後に前記傾斜炉床上を流れる溶融材料を受け入れて溶融材料の温度を上昇させる加熱部と、
火炎を放射する温度調整バーナーを備え、溶融材料を貯留する温度調整部と、

傾斜又は湾曲した底部を特徴とし、前記加熱部から溶融材料を前記温度調整部に流し込む接続路と、

前記接続路を形成する隔壁であって、前記加熱部内の溶融材料の液面及び前記温度調整部内の溶融材料の液面よりも低く位置する下縁部を有する隔壁と、

溶融材料の出湯口と、を備え、
前記温度調整部は、閉システムであり、
前記温度調整バーナーは、前記温度調整部内の酸素濃度を1%～5%又は1%未満となるよう制御され、
前記温度調整バーナーは、フラットフレームバーナーである、
溶解炉。

また、本件審決は「タワー型非鉄金属溶解保持炉「TERRA PAC MELT」についての平成9年5月現在の株式会社大紀アルミニウム工業所作成のカタログ」(甲第3号証の1)記載の発明(甲3発明)と本件発明3との間の相違点を以下のように認定し、これは、当事者間に争いがない。

<相違点>

「温度調整バーナー」が、本件発明3では、「フラットフレームバーナー」であるのに対し、引用発明では、「フラットフレームバーナー」であるのか不明である点。

第2 判決

- 1 原告の請求を棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

第3 理由

(1) 本件において、原告は、本件発明3については、本件優先日より18年も前の平成9年に公知となっていた甲3発明の保持バーナーに代えて、フラットフレームバーナーを用いる動機付けはあり、かつ、阻害要因はなかったから、容易に想到し得たものであると主張する。
(2) そこでまず、甲3発明の「保持バーナー」について検討するに、甲第3号証の1に記載された技術的事項などによれば、甲3発明は、高い省エネルギー率(CO₂の低減)やNO_xの低減を可能にするリジェネラティブバーナーを採用し、その自己完結型排熱回収機能により、最適(ベスト)な溶解効率を維持し、高効率(甲3発明当時

の世界最高水準の溶解燃費等)、好環境(排ガス中のCO-NO_x排出レベルを低減)を実現したものであり、加えて、高品質(非金属介在物生成抑制等)で、保全性(炉壁酸化物堆積抑制・オバケ対策万全等)にも優れたものであることが示されている。

そして、リジェネラティブバーナーに関しては、…、従来方式の工業炉に比べて30%以上の省エネルギーの効果と、50%以上のNO_x低減を可能とする「高性能工業炉」の開発に成功し、実用化が急速に進み(乙5の3)、導入炉基数は年々増加し、少なくとも平成23年(2011年)には国内で約1300基に達するほどの増加傾向にあった(甲23・5頁図7.15、乙5の2)。令和2年(2020年)に至っては、リジェネラティブバーナーは「日本の誇る『低炭素技術』」と評価されるまでになった(乙5の1)。

実際の製品を見ても、リジェネラティブバーナーは一貫してその省エネルギー率及びNO_x低減効果を謳っており(乙6の1乃至5)、当事者が長年にわたりこの効果を重視し、実用に供されてきていることが理解される。

このように、リジェネラティブバーナーの上記の効果が重要視され、また、上記プロジェクトの推進によりリジェネラティブバーナーを採用した工業炉が「エネルギー需要構造改革投資促進税制」の優遇措置対象設備の対象となり、補助金の対象にもなっていたため、リジェネラティブバーナーが多く採用されるようになっていたといえる。

そうすると、甲3発明において、リジェネラティブバーナーは必須の構成であるといえるから、溶解バーナーと保持バーナーともに、リジェネラティブバーナーを採用したものであると認めるのが相当である。

(3) 次に、フラットフレームバーナーについてみると、甲3発明がなされていた平成9年5月より前の昭和50年(1975年)頃には、既に低融点の非鉄金属の溶解用途等として、日本国内で大阪瓦斯株式会社から販売されていたから(乙1の1)、フラットフレームバーナーは、アルミ溶解用途等において本件優先日前に周知のものであったと認められる。

この点、原告は、本件優先日当時、甲3発明の保持バーナーをリジェネラティブバーナーからフラットフレームバーナーに変更する動機付けがあった根拠として、フラットフレームバーナーは、本件米国会社が、本件優先日である平成27年10月までに、「あらゆる炉に対応する」ものとして、性能の優れたフラットフレームバーナーを運くとも平成21年(2009年)3月の時点において日本国内で広く展開したため、その後普及したと主張するが、甲3発明の前後に日本国内で販売されていた上記のフラットフレームバーナーを比較しても、これらは型番が違うものの、用途(アルミ溶解)及び性能に大きな差はないことが認められる(甲8、25、乙1の1)。

そうすると、甲3発明は、平成9年5月の時点で、アルミ溶解を用途とするバーナーとしてフラットフレームバーナーが周知であり、それを選択することが可能であったにもかかわらず、あえてリジェネラティブバーナーを採用したもののといえる。

(4) 以上によると、甲3発明のタワー型非鉄金属溶解保持炉は、その発売当時、フラットフレームバーナーがアルミ溶解等の用途において周知のものであったにもかかわらず、エネルギー効率等の観点であって保持バーナーにリジェネラティブバーナーを採用したと認めることができる。

そうすると、甲3発明に接した当事者において、そのような保持バーナーに代えて、あえてフラットフレームバーナーを採用する動機付けが存在していたとは認められない。

よって、本件発明3は、当事者が甲3発明に基づいて容易に想到し得たものではないから、取消事由1は理由がない。

第4 考察

主引用発明に副引用発明を適用したとすれば請求項に係る発明に到達する場合には、その適用を試みる動機付けがあることは、進歩性が否定される方向に働く要素になる。主引用発明に副引用発明を適用する動機づけについて、特許審査基準では、技術分野の関連性、課題の共通性、作用・機能の共通性、引用発明の内容中の示唆などを考慮要素として検討することになっている。

本判決ではこれらとは異なる考慮要素から検討が行われている。実務の参考になるところがあると思われるので紹介した。 以上

知的財産のライセンスに関する調査結果を公表

■経済産業省■

経済産業省は、特許権・商標権・プログラム著作権・技術ノウハウについて、技術分類・産業分類毎のロイヤルティ料率の分布など、ロイヤルティ料率の実態調査の結果を公表した。

特許のライセンス料（実施料）は、特許権者がその特許の実施を他社に許可する対価として受け取る料金。一般的にロイヤルティの金額は利用者と権利者が利用対象となる権利の種類、それによって得られる収益の見込み額などを総合的に考慮しながら協議して決定するが、個々の具体的なロイヤルティ料率は公開されていない。

このため、経済産業省では、他者に知的財産をライセンスする際のロイヤルティ料率の実態を明らかにすることで、知的財産の価値評価・流通を円滑化できる、知的財産権侵害訴訟における損害賠償額算定の参考となる、といった効果が期待できるとしている。

■特許権のロイヤルティ料率、平均3.2%■

同調査によると、特許権のロイヤルティ料率は、平均3.2%だった。これは様々な業種（技術分類に基づく）の平均値をとったものである。

技術分類（中分類）別にみると、「冶金」（4.1%）、「コンピュータテクノロジー」（4.1%）、「マイクロ構造技術・ナノ技術」（4.0%）、「バイオ・製薬」（3.8%）などが高い料率となっている。

■商標権のロイヤルティ料率、平均3.0%■

商標権のロイヤルティ料率（商標分類別）は平均3.0%となっている。

プログラム著作権のロイヤルティ料率（プログラム著作権分類別）は、平均6.4%だった。

■「技術ノウハウ」のロイヤルティ料率、平均4.5%■

また、知的財産権のひとつとして扱われる「技術ノウハウ」（技術分類別）については、平均4.5%となっている。「技術ノウハウ」は、特許のような登録制度はないが、特許と同様、ロイヤルティ収入が得られることが示された。

また、あわせて、実施料率が関連する裁判例調査、知的財産価値評価に関する文献調査、知的財産権を集約してライセンス等するビジネスの事例調査も掲載されている。

●特許権のロイヤルティ料率「技術分類（中分類）別」●

	件数	平均 (%)
全体	452	3.2
農業	14	2.4
食料品、たばこ	12	3.1
個人用品または家庭用品	6	2.0
健康；人命救助；娯楽	68	3.1
分離；混合	11	2.5
成形	20	3.2
印刷	1	3.0
運輸	27	2.9
マイクロ構造技術；ナノ技術	1	4.0
化学	73	3.9
冶金	12	4.1
コンピュータリアル技術	2	3.0
繊維または他に分類されない可とう性材料	3	2.7
紙	1	1.0
建造物	30	3.2
地中もしくは岩石の削孔；探鉱	6	3.9
機関またはポンプ	23	3.0
工学一般	14	2.1
照明；加熱	9	2.2
武器；爆破	3	2.8
器械	60	3.6
電気	43	2.6
コンピュータテクノロジー	11	4.1
精密機器	32	2.5
バイオ・製薬	93	3.8
分類不明（空白）	10	1.9

出典：経済産業省「ロイヤルティ料率に係るアンケート調査結果」より抜粋

営業秘密侵害に関する相談件数が過去最多

■警察庁■

警察庁は「令和6年における生活経済事犯の検挙状況等について」を公表した。これは商標権侵害、著作権侵害、不正競争防止法違反等の知的財産権侵害を含む生活経済事犯全体の検挙状況をまとめ

たもの。

それによると、令和6年中の営業秘密侵害事犯の検挙事件数は22事件と、前年より4件減少した。令和4年をピークに営業秘密侵害事犯の検挙事件数は減少傾向にあるが、相談受理件数をみると、過去最多の79件で、この10年間で3倍超となっている。

商標権侵害事犯及び著作権侵害事犯の検挙事件数は近年、減少傾向にあるが、いずれも80.0%以上がインターネットを利用した事件だった。

●過去10年における営業秘密侵害事犯に関する相談受理件数の推移●

	平27	平28	平29	平30	令01	令02	令03	令04	令05	令06
相談受理件数	26	35	72	47	49	37	60	59	78	79

●過去10年間ににおける商標権侵害事犯の検挙事件数の推移●

	平27	平28	平29	平30	令01	令02	令03	令04	令05	令06
商標権侵害事犯	316	304	302	309	316	280	280	264	239	222
うちインターネット利用	248	250	249	265	255	210	238	217	207	179
インターネット利用割合	78.5%	82.2%	82.5%	85.8%	80.7%	75.0%	85.0%	82.2%	86.6%	80.6%

審 決 紹 介

本願商標「クボタウンドウグテン 1936」は、商標法第3条第1項第6号に該当しない、と判断された事例（不服2024-5489、令和7年5月19日審決）

1 手続の経緯

本願は、令和5年3月13日の出願であって、その手続の経緯は以下のとおりである。

令和5年8月23日付け：拒絶理由通知書
令和5年10月2日：意見書の提出
令和6年1月24日付け：拒絶査定
令和6年4月3日：審判請求書の提出

2 本願商標

本願商標は、「クボタウンドウグテン 1936」の文字を標準文字で表してなる、第28類「運動用具」を指定商品として登録出願されたものである。

3 原査定の拒絶の理由の要点

原査定は、要するに「本願商標は、「クボタウンドウグテン 1936」の文字を普通に用いられる方法（標準文字）で表してなるものであり、全体として、「[全国に多数存在する] クボタ姓を名乗るいずれかの者の業務に係る、運動に使用する器具を取り扱う店の名称に、数字を併記したもの」と認識されるにとどまるから、本願商標を指定商品「運動用具」に使用しても、これに接した需要者は、その商品が何人かの業務に係る商品であることを認識することができないものである。したがって、本願商標は、商標法第3条第1項第6号に該当する。」旨認定し、判断し、本願を拒絶したものである。

4 当審の判断

本願商標は、「クボタウンドウグテン 1936」の文字を標準文字で表してなるところ、本願商標の構成中、「クボタ」の片仮名は、我が国の氏である「久保田」又は「窪田」に通じるもの、「ウンドウグテン」の片仮名は、「運動に使用する器具を取り扱う店」を意味する「運動具店」をカタカナ表記したもの、さらに、「1936」の数字は、設立年等の4桁の数字の組み合わせたものを、各々認識させる場合があるとしても、その片仮名を用いた特殊な表記方法及びその片仮名表記した各語と数字との組み合わせ方法が、指定商品の分野も含めて、必ずしも一般的なものとはいえず、本願商標は、全体として、デザイン的な特徴を持ち一体的に表現しているといえるものである。

また、請求人は、永年、野球用品の製造、販売をするメーカーであり、その野球グローブ等（「久保田スラッガー／KUBOTA SLUGGER」）は、プロ野球選手も愛好するなど、需要者に一定程度認識されている取引の実情をも踏まえると、本願商標は、野球グローブ等を使用して認識されている、野球用品メーカーの取扱いに係る商品であることを理解させるものであり、需要者が何人かの業務に係る商品であることを認識することができないものとはいえず、その構成文字全体で自他商品の識別標識としての機能を果たし得るものというものが相当である。

したがって、商標法第3条第1項第6号に該当するとして本願を拒絶した原査定は、取消しを免れない。

その他、本願について拒絶の理由を発見しない。

よって、結論のとおり審決する。

本願商標「おいしい香り、ひと息」は、商標法第3条第1項第6号に該当しない、と判断された事例（不服2024-5540、令和7年5月16日審決）

1 手続の経緯

本願は、令和5年3月23日の出願であって、その手続の経緯は以下のとおりである。

令和5年8月2日付け：拒絶理由通知書
令和5年10月25日：意見書の提出
令和5年12月25日付け：拒絶査定
令和6年4月3日：審判請求書の提出
令和6年10月28日付け：審尋
令和7年1月28日：回答書の提出

2 本願商標

本願商標は、「おいしい香り、ひと息」の文字を標準文字で表してなり、第30類「非医療用トローチ（菓子）、砂糖菓子、チューインガム、キャンディー、氷菓、アイスクリーム、冷凍したコンフェクショナリー、菓子（肉・魚・果物・野菜・豆類又はナッツを主原料とするものを除く。）」を指定商品として登録出願されたものである。

3 原査定の拒絶の理由（要旨）

原査定は、「本願商標は、「おいしい香り、ひと息」の文字を標準文字で表してなるところ、その構成中の「おいしい」の文字は、「食べ物の味がよい。」の意味を、「香り」の文字は、「よいにおい。」の意味を、また、「ひと息」の文字は、「一度息をつくこと。一呼吸。また、ひとやすみ。」等の意味をそれぞれ有する語として広く使用されているものである。そして、本願商標は、人の注意をひくように工夫した宣伝文句といえるものであって、格別要部として把握し得る部分があるとも認め難いことから、その意味合いを看取した需要者は、これをその取扱いに係る特定の商品について使用する商品識別の標識と認識するというよりは、その商品が、「おいしいような香りがしてひと息つける」商品であることを端的に表現した宣伝広告の一種と認識し理解するとのみのが相当である。そうすると、本願商標は、これをその指定商品に使用しても、需要者、取引者は、顧客吸引、販売促進等のための宣伝広告の一類型を表示したものと理解するにとどまり、何人かの業務に係る商品であることを認識できないものといえる。したがって、本願商標は、商標法第3条第1項第6号に該当する。」旨認定、判断し、本願を拒絶したものである。

4 当審の判断

本願商標は、上記2のとおり、「おいしい香り、ひと息」の文字を標準文字で表してなるところ、その構成中、「おいしい」の文字は、「美味である。」の意味を、「香り」の文字は、「よいにおい。」の意味を、「ひと息」の文字は、「一度の息つき。一呼吸。また、ひとやすみ。」の意味を、それぞれ有する語として知られるものである。

そして、「おいしい香り」の文字及び「ひと息（一息）」の文字が、それぞれ商品の宣伝広告の一部に使用されている実情が認められるとしても、これらの文字を「読点（、）」で結合してなる本願商標が、商品の具体的な品質や特徴等を端的に表したものと認識させるとはいえない。

また、当審において職権をもって調査するも、本願商標が、その指定商品を取り扱う業界において、商品の宣伝広告を表示したものと理解、認識させるものとして、取引上一般に使用されている事実は発見できず、さらに、本願商標に接する取引者、需要者が、当該文字を商品の宣伝広告を表示したものと認識するというべき事情も発見できなかった。

そうすると、本願商標をその指定商品に使用しても、自他商品の識別標識としての機能を果たし得るものというものが相当であり、商品の宣伝広告を表示したものとして需要者が何人かの業務に係る商品であることを認識することができないものとはいえない。

したがって、本願商標が商標法第3条第1項第6号に該当するとして本願を拒絶した原査定は、取消しを免れない。

その他、本願について拒絶の理由を発見しない。

よって、結論のとおり審決する。

お し ら せ

●商標権存続期間更新登録申請

今月から存続期間更新登録申請の手続き可能期間に入る商標権（おおよその範囲となります。詳しくは特許庁HPでご確認下さい。）

昭和40(1965)年	商標登録第 694090号～第 696875号
〃 50(1975)年	商標登録第1177340号～第1182534号
〃 60(1985)年	商標登録第1832411号～第1838489号
平成7(1995)年	商標登録第2711982号～第2712356号
平成7(1995)年	商標登録第3111915号～第3120100号
平成17(2005)年	商標登録第4918367号～第4925154号
平成27(2015)年	商標登録第5816733号～第5823461号

各年の1月1日～1月31日までに設定登録された商標権

●この手続期間は、商標権の存続期間満了前6ヶ月から期間満了日までとなっており、存続期間は通常設定登録の日から10年間こととなります。
更新登録申請について疑問点などがございましたらば、お知らせ下さい。

（明治、大正時代に設定登録された商標権につきましてはお問い合わせ下さい）

●特許出願の審査請求期限について

特許出願は出願手続と別個に、審査請求手続を行わなければならない特許庁審査官による審査を受けることができます。審査請求可能な期間には出願日から3年です。この期間に審査請求されなかった特許出願は取り下げたものとみなされます。

令和4年9月中の特許出願については速やかにチェックされ、必要なものは8月中旬に審査請求されるようお勧めします。

審査請求の際には特許庁へ審査請求料（特許印紙）を納付します。ご不明の点がございましたらばお問合せください。

●特許、商標の出願状況（推定）

	特 許	商 標
令和7年5月分	21,642	13,920
前 年 比	98%	102%

詳しくは特許庁HP⇒資料・統計⇒統計資料⇒特許出願等統計速報でご確認下さい。